

統括防火管理者の選任 (消防法第8条の2) (消防法施行令第3条の3)

1つの防火対象物で管理権原が分かれているもので、以下のいずれかに該当する場合は、統括防火管理者を選任し、全体の消防計画を作成する必要があります。

高層建築物(高さ31mを超えるもの)

地下街(消防長若しくは消防署長が指定するもの)

老人ホーム等(6項ロ)及び特定複合用途防火対象物(16項イ)で老人ホーム等(6項ロ)を含む防火対象物で地階を除く階数が3以上で、収容人員が10人以上

店舗・飲食店等の防火対象物及び特定複合用途防火対象物(16項イ)で老人ホーム等(6項ロ)を含まない防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上で、収容人員が30人以上

非特定複合用途防火対象物(16項ロ)のうち、地階を除く階数が5以上で、収容人員が50人以上

準地下街(16の3項)